

羽津山町弔事取扱い基準

- 第 1 条 当規準は羽津山町自治会会員並びにその同居家族の弔事の取扱いについて定める。
- 第 2 条 訃報の連絡は組長が会長・該当副会長へ行うと共に組内に報せる。
- 第 3 条 その訃報について会長が自治会全員に報せる必要があると判断した時は、副会長経由組長へ連絡し組長は組内に報せる。
- 第 4 条 葬儀へは、会長・副会長のいずれかが参列する。
但し四日市市以外等の遠隔地での場合は参列しない。
- 第 5 条 自治会よりの香典は1件につき5千円をお供えする。
- 第 6 条 当規準は組長会で決定し平成20年4月1日より実施する。
当規準の改正は組長会の承認を得て行う。